

## 資 料

資料 1. 泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会要綱

資料 2. 泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

資料 3. 泉佐野市バリアフリー基本構想策定の経過

資料 4. 用語の解説

## 資料 1 . 泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会要綱

### (設 置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）の規定に基づき、移動の円滑化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区（以下「重点整備地区」という。）における基本構想の策定を行うため、泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、重点整備地区を選定し、その地区におけるバリアフリー化の方針及び実施する事業等を内容とする基本構想を検討する。

### (組 織)

第 3 条 協議会は、委員 22 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。ただし、専門的意見を聴取するために、アドバイザーとして国及び大阪府の職員を加えることができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障害者団体を代表する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 公共的団体を代表する者
- (6) 道路管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 公共交通事業者
- (9) 泉佐野市職員
- (10) 各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2. 委員の任期は、基本構想策定までとする。

### (会 長)

第 4 条 会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (会 議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、第 1 回協議会は、市長が招集するものとする。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しない。

- (1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
2. 協議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。
  3. 会長は、会議を非公開とした場合、その理由を示さなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

## 資料 2. 泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

分野	職名	氏名	
委	学識経験者	和歌山大学システム工学部教授	足立 啓
		大阪体育大学健康福祉学部教授	和田 隆夫
		和歌山大学システム工学部講師	林田 大作
	高齢者団体	泉佐野市長生会連合会会長	糺谷 豊
	障害者団体	泉佐野市身体障害者福祉会会長	東谷 寛治
		泉佐野障害児(者)を守る会会長	坂本 満里
		三枝会家族会会長	福地 眞一
	地域住民団体	日根野町会連合会会長	辻 敏彦
	公共的団体	社団法人泉佐野市人権協会	桶谷 正昭
	道路管理者	大阪府岸和田土木事務所建設課長	小谷 哲弘
公安委員会	大阪府泉佐野警察署交通課長	下尻 茂	
員	公共交通事業者	西日本旅客鉄道(株)大阪支社総務企画課長	小栗 茂雄
		南海ウイングバス南部(株)取締役支配人	野沢 建央
	泉佐野市	都市整備部長	松下 義彦
		市長公室まちづくり調整担当理事	安井 健二
		人権推進部長	若松 平吉
		生活産業部長	増田 和夫
		健康福祉部長	角谷 啓子
		健康福祉担当理事	竹内 延吉
	アドバイザー	国土交通省近畿運輸局交通環境部 消費者行政情報課長	橋元 正己
		国土交通省近畿地方整備局建政部 住宅整備課長	勝又 賢人
大阪府住宅まちづくり部建築指導室 建築企画課長補佐		三浦富士夫	

### 資料 3. 泉佐野市バリアフリー基本構想策定の経過

実施時期	委員会等	内容・議題等
平成 19 年 8 月 1 日	第 1 回協議会	①委員委嘱式、議長選出、協議会要綱説明
		②泉佐野市・日根野駅周辺の現状について
		③アンケート調査の実施について
8 月 6 日～ 9 月 10 日	アンケート調査	・高齢者、障害者等を対象に、バリアフリーに対する意見及び要望を聞くために実施
9 月 4 日	第 2 回協議会	①アンケート調査の結果について
		②重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路について
		③タウンウォッチングの実施について
11 月 12 日	タウンウォッチング	・現地調査及び意見交換会の実施
平成 20 年 1 月 28 日	第 3 回協議会	①バリアフリー基本構想（素案）について
		②タウンウォッチングの報告について
2 月 8 日～ 2 月 27 日	パブリックコメント	・バリアフリー基本構想（素案）の公表と意見の募集
3 月 26 日	第 4 回協議会	①パブリックコメントの対応について
		②バリアフリー基本構想（案）の策定について

## 資料 4 . 用語の解説 (50音順)

● 移動等円滑化基準・・・・・・・・	バリアフリー新法施行において国が定めるバリアフリー基準のことで、高齢者、障害者等が容易かつ安全に移動又は移動できるようにするため、旅客施設、車両、道路、建築物等の新設又は改良時に義務付けられるバリアフリー化措置を規定したもの。
● オストメイト対応洗浄器具・・・・・・・・	オストメイト（手術を受けて人工肛門や人工膀胱保持者となった方）が利用するための温水シャワー、専用流し台のこと。
● グレーチング・・・・・・・・	鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた格子状のふたで、歩行者などの転落を防止するために側溝の上に設置するもの。
● 交通バリアフリー法・・・・・・・・	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月施行）の通称。公共交通機関のバリアフリー化と、市町村が定める移動円滑化の基本構想が大きな枠組みとなる。なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行に伴い廃止となった。
● 視覚障害者誘導用ブロック・・・・・・・・	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に設置される棒状、点状の突起を持った床材のこと。
● 自由通路・・・・・・・・	鉄道により分断された歩行者の利便性向上のため、地表の駅舎を橋上化することなどにより、線路上空などを自由に横断できる施設のこと。
● スパイラルアップ・・・・・・・・	具体的な施策や措置の内容について、施策に関係する当事者の参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくこと。
● タウンウォッチング・・・・・・・・	まちを実際に歩き、良いところや問題点を発見し、まちづくりのアイデアを見つけ出していくこと。
● 多機能トイレ・・・・・・・・	車いす利用者だけでなく、オストメイト用の設備やオムツ交換台等、多様な利用者に対応した設備を設置している便房の総称。
● 低床バス（ワンステップバス・ノンステップバス）・・・・・・・・	高齢者・障害者等が乗降しやすいバスとして開発されたもの。従来のバスは2、3段のステップに、道路面と床の高さが約80～90cmであったのに対し、低床バスは65cm以下がバリアフリー法の基準となっている。低床バスとしては、乗降口における車内のステップが1段であるワンステップバス（床面高約65cm）とステップのないノンステップバス（床面高約30cm）がある。
● 出前講座・・・・・・・・	日頃知りたいと思う市の事業や施策について、依頼のあった住民の方々に対して市の職員が出向き、説明をおこなう事業。
● ノーマライゼーション・・・	高齢者や障害者など社会的に不利をうけやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方。

● ハートビル法・・・・・・・・	誰もが利用しやすい建物をつくることを目的として、多数の人が利用する建物について施設整備基準を定めた法律の通称。正式には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」という名称です。なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行に伴い廃止となった。
● バリアフリー・・・・・・・・	高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障害（バリア）となるものを除去（フリー）すること。
● ピクトグラム・・・・・・・・	意味するものの絵文字を使い、その意味概念を理解してもらうための記号。主に公共空間で、表したい概念を単純な図で視覚的に表現し、言語に制約されずに内容の伝達を直感的に行う目的で使用される。
● ユニバーサルデザイン・・・	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

泉佐野市バリアフリー基本構想

2008年（平成20年）3月

発行：泉佐野市

編集：泉佐野市 都市整備部 都市計画課

〒598-8550

大阪府泉佐野市市場東一丁目295-3

電話：072-463-1212 FAX：072-464-9314

**気がついて あなたは決して 独りじゃない**

（平成19年度人権標語市内中学校生徒作品）